

三宅町不妊治療等支援事業

令和5年度から
始まります

三宅町では、不妊治療費用及び不育治療費用の一部助成を始めました。
不妊・不育でお悩みのご夫婦に対し、それぞれの治療に要する費用の一部を助成します。

ことばの意味 不妊治療及び不育治療を、ここでは「不妊治療等」と表します。

不妊治療 一般不妊治療並びに生殖補助医療（特定不妊治療ともいう）、男性不妊治療をいう。

不育治療 2回以上の流産、死産または早期新生児死亡の既往があると医師に診断されている者に対する当該状態の検査及び治療をいう。

対象者 次の(1)～(3)の全てを満たすご夫婦

- (1) 医療機関において、不妊症又は不育症と診断され、その治療を受けた
- (2) 不妊治療等を受けた日において、法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であり、かつ、夫婦のいずれか一方又は両方が三宅町の住民基本台帳に登録されている
- (3) 夫婦とも市町村民税を滞納していない者

対象となる不妊治療等

- (1) 医療保険各法に規定する療養の給付の適用となる不妊治療等
- (2) 医療保険各法の適用とならない不妊治療等
- (3) 上記(1)(2)に掲げる助成の対象となる不妊症又は不育症の診断のための検査及び治療を確認するための検査

※(1)～(3)について、夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療、代理母による治療法は、対象外です。

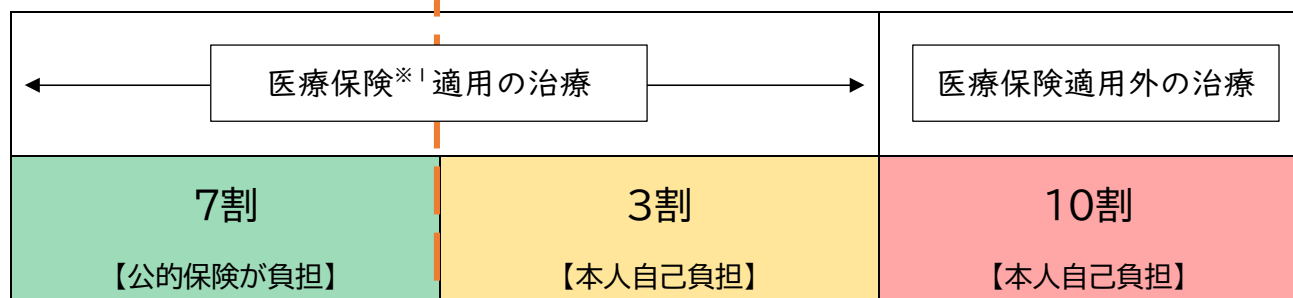
助成金

令和5年4月1日以降に受けた不妊治療等が適用されます

- (1) 助成金の額は、1組の夫婦に対して、1年度(4月～翌年3月の間)に15万円まで
- (2) 助成する期間は、不妊治療・不育治療合わせて治療開始から継続した5年まで
- (3) 証明書、診断書等に係る文書料、食事療養標準負担額(入院した場合に要する食事代をいう。)、個室料その他治療に直接関係のない費用は助成の対象外です。

※夫婦のどちらか一方が、他の地方公共団体において同種の助成を受けている場合は、その対象となった不妊治療等は対象外です。

助成対象のイメージ図



※1) 医療保険とは

- ・健康保険法
- ・船員保険法
- ・私立学校教職員共済法
- ・国家公務員共済組合法
- ・地方公務員等共済組合法
- ・国民健康保険法

※標準負担額又はその他の法令給付がある場合は、その額を控除します。

この部分を助成
【上限15万円】

提出書類

※交付申請は、不妊治療等を受けた年度内に申請してください。

助成金を受けようとする方は、次の書類を揃えて申請してください。

- (1) 三宅町不妊治療等支援事業助成金交付申請書
- (2) 三宅町不妊治療等支援事業助成金交付に係る受診等証明書
- (3) 不妊治療等に係る領収書の原本
- (4) 夫婦の被保険者証等の写し
- (5) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類又は事実婚関係に関する申立書
- (6) 夫婦のいずれもが市町村民税を滞納していないことを証明する書類
- (7) 三宅町不妊治療等支援事業助成金交付請求書（交付決定通知書を受け取った後）

上記(5)法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類及び(6)の書類は、三宅町で確認できる場合は省略することができます。その場合は、三宅町不妊治療等支援事業助成金交付に係る同意書を提出してください。

助成金の問い合わせ・申請先

三宅町健康子ども局健康子ども課（保健福祉施設あざさ苑 1 階）

住所：奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 848-1

電話：0745-43-3580

FAX：0745-43-2107

奈良県不妊専門相談センター：専門の相談員が、相談を行っています。

専用ダイヤル ☎0744-22-0311 毎週金曜日13時～16時（祝日年末年始除く）

詳しくは、奈良県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/57293.htm> を。